## 告 示

## 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

境課及び埼玉県川越県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環 て一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

県 道 川	路
越所	線
沢 線	名
地先まで 地先まで がら同市大字下富字月見原七〇一番四所沢市大字下富字月見原七〇〇番一地	供用開始の区間
平成二十九年一月十三日	供用開始の期日
平成二十九年一月十三日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第一 である。	備考